

県民の声を受けて
(Web公開)

- ・令和元年6月3日及び6月17日に県Web「県民の声」コーナーで公表したもの（25件）
- ・下表のうち、「種別」及び「反映区分」欄は、県Webには非掲載
- ・複数の所属が対応したものは、整理番号欄に他所属の整理番号を（ ）書きで記載
- ・整理番号欄に、A又はBを記したもの（6件）
Aは職員に関するもの（4件）及びBは県民の声を受けて実施した案件で、業務の改善等へ反映したもの（2件）

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	件名	概要	対応部局	対応課	対応内容	反映区分
1	2019/4/22	電話	提案意見	所属の名称について	労働力調査の対象者あてに事前に葉書が届きませんが、その差出人欄に三重県戦略企画部統計課と記載されていると、戦略企画部という名称にびっくりして、不信感、警戒心が強くなります。聞いたことのある総務部や企画部ならいいのですが、戦略企画部は県民に浸透しておらず、理解されていないと思います。もっと周知するか部の名称を考えてほしいです。	戦略企画部	統計課	ご意見をいただき、ありがとうございます。統計調査の実施にあたりご心配ならびにお手数をおかけしていません。県として調査をスムーズに行うことができる環境を整えることは必要なことであり、ご意見をいただいた件について、差出人の表示方法など、今後検討していきたいと存じますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。	次年度以降に反映したい
2	2019/4/23	電話	提案意見	業務の属人化解消について	働き方改革の一環として有給休暇の取得が義務付けられましたが、これを実行するためには業務の属人化を解消しなければならないと思います。属人化したままだと、何か問い合わせをしても「担当ではないので分からない」といった回答になり、スピード感を持った業務もできず、不祥事も起こると思います。	総務部	行財政改革推進課	ご意見をいただきありがとうございます。組織全体としての確に業務を進めていくことは、事務処理ミスの防止や職員の仕事の進め方・働き方の質の向上につながると考えています。このため、現在所属において、仕事の進め方や組織力の向上等に関する年間計画やその目標を明確にし、進捗管理を行う取組を全庁で行っています。また、職員間でのスケジュールの共有や定期的なミーティングの実施など、互いに支えあう職場づくりにつながる取組を進めているところです。的確な業務遂行の徹底に向けて、適切な事務引継ぎの実施、業務手順やチェック方法等を担当者にとどめず、上司や副担当者とも共有するなどの取組を進めるとともに、全庁に向けて取組の優良事例を紹介していくなど、組織として業務を行う体制づくりに一層取り組んでいきます。	すでに実施している
3 (B) (5)	2019/4/17	電子メール	提案意見	県庁の張り紙、ポスター、トイレについて	先日県庁に行ったところ、県庁前信号付近の掲示板の張り紙がはがれていたり、汚れていた状況でした。また、トイレの張り紙も破れていて、きれいな空間とは思えませんでした。職員だけでなく、県民も使用することを考えていないと感じました。県庁内のポスター等についても、無造作に貼られていて、破れたり汚れたりしているものもあり、何のために作っているのか分からないものがたくさんあると思いました。もう少しきれいにしてはいかがでしょうか。	総務部	法務・文書課	貴重なご意見をありがとうございます。県庁前の掲示板につきましては、日頃から掲示物の管理に努めているところですが、今回ご指摘いただきました文書については、貼り直すなどの改善を図りました。今後も、掲示物の適正な管理に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。	県民の声を受けて実施した
4 (A)	2019/4/24	電子メール	苦情	職員の歩き姿について	近鉄江戸橋駅を利用している県職員が、駅から津庁舎までの間、1年以上毎日歩きたばこをしています。また、職員と思われたくないのか、裏口のほうから庁舎に入り、歩きたばこをしているのが目につかないようしています。登校する小学生とすれ違うこともある道なので、毎朝堂々と歩きたばこをしているのはいかがなものでしょうか。	総務部	人事課	ご意見ありがとうございました。かねてより県民の皆様から職員の態度やマナーについてのご意見をいただいた際には、会議等の場で注意を促しているところですが、今回ご指摘いただきました職員の行動により、不快感を与えたことについてお詫び申し上げます。ご指摘いただいた事案については、津庁舎内での会議の場を通じて、庁舎内職員への注意喚起を行います。また、今回のご指摘も踏まえ、今後も様々な機会を捉えて職員に徹底するなど、職員のモラルやマナーの向上に取り組んでまいります。	施策の参考とする
5 (B) (3)	2019/4/17	電子メール	提案意見	県庁の張り紙、ポスター、トイレについて	先日県庁に行ったところ、県庁前信号付近の掲示板の張り紙がはがれていたり、汚れていた状況でした。また、トイレの張り紙も破れていて、きれいな空間とは思えませんでした。職員だけでなく、県民も使用することを考えていないと感じました。県庁内のポスター等についても、無造作に貼られていて、破れたり汚れたりしているものもあり、何のために作っているのか分からないものがたくさんあると思いました。もう少しきれいにしてはいかがでしょうか。	総務部	管財課	県庁の張り紙・ポスター等に関してご意見をいただきありがとうございます。この度は、ご来庁時に不快な思いをさせてしまい申し訳ありませんでした。県では、県民の皆さんに気持ちよく県庁を利用していただけるよう、日頃から整理・整頓に努めているところですが、ご指摘をふまえトイレの張り紙については、改めて全てのトイレの点検・確認を行い、不具合のある箇所の改善を図りました。また、県庁各階フロアのポスター・チラシについて、管理が十分でないものもありましたので、改めて庁舎管理者から適切な管理を行うよう促し、改善を図りました。今後も、県民の皆さんに快適に利用していただける県庁の環境づくりに各部局と連携して取り組んでまいります。	県民の声を受けて実施した
6 (A)	2019/5/15	電子メール	苦情	職員の電話応対について	看護大学に電話したところ、応対した職員に乱暴に電話を切られて気分が悪くなりました。電話のマナーも知らないのでしょうか。社会人として最低限のビジネスマナーだと思います。	医療保健部	医務国保課	ご意見をいただきました県立看護大学は、地方独立行政法人「公立大学法人三重県立看護大学」として運営・管理していることから、ご意見を同大学に申し伝えるとともに、今後職員の電話での対応において、不快な思いをおかけするようなことが起こらないよう職員への周知徹底、丁寧かつ適切な対応などに努めるよう大学に伝えました。このことを大学と共有し、適切な対応に努めてまいります。	すでに実施している

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	件名	概要	対応部局	対応課	対応内容	反映区分
7	2019/4/24	電話	要望	迷い犬の保護について	飼っている犬が逃げ出し探していたところ、警察と鈴鹿保健所の方が保護している現場で見つけました。保護して下さり助かりましたが、その現場に間に合わなければ、保健所へ連れていかれるところでした。犬にはチップが埋め込まれており、獣医さんから各警察と各保健所にはそれを読み取る機械があると聞いていました。その機械を持ってきていけば、すぐにどの犬かわかるのではないのでしょうか。私の場合は、現場に間に合ったのでよかったです。もし間に合わなければ、保健所へ引き取りに行く必要がでてきます。その場ですぐに飼い主へ連絡できるように、今後は読み取りできる機械を持って現場に行くようにしてほしいです。	医療保健部	鈴鹿保健所保健衛生室	貴重なご意見ありがとうございます。飼い犬が見つかるまで大変ご心配されたことと思います。鈴鹿保健所では、1頭でも多くの迷い犬を飼い主の元へ帰せるよう、飼い犬の所有者明示に係る啓発等を行っているところです。所有者明示に関しては、マイクロチップの挿入のほか、狂犬病予防法において、犬の所有者には、犬への鑑札および注射剤票の装着が義務付けられており、これらの番号により所有者を特定し、連絡を行っています。また、動物を保護する際は、現地にマイクロチップリーダーを持参し、飼い主を早期に特定することにより、できる限り現地での返還に努めています。お申し出の内容について、日時等が不明であるため、個別の対応状況については不明ですが、同時に複数の動物を保護する必要が生じたときなど、現地にマイクロチップリーダーを持参できない場合があるをご理解ください。なお、上記のマイクロチップ、狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票に加えて、犬を保護した方がすぐに飼い主の連絡先がわかるよう、飼い主の名前、連絡先のわかる迷子札等の装着をお願いするなど、飼い犬の所有者明示に係る取組を進めています。今後とも、動物愛護管理行政について、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。	すでに実施している
8 (10) (24)	2019/5/9	電子メール	要望	小学校の代休及び三重県サッカーチームのJリーグ加入について	私には小学生の子供が2人います。小学校の代休は月曜日になっていますが、県内外の博物館、美術館等は休館日であることが多く、代休日に利用できません。代休の曜日を検討していただくか、博物館、美術館等の休館日を月によって変更していただくと、子どもたちの出掛ける幅が広がると思います。また、子どもたちは三重県のサッカーチームからJリーグ加入チームが出るのが夢です。JFLに所属の県内2チームが県民に親しまれるよう県庁所在地の津市でも、チームを盛り上げる街づくりを整えてもらえませんか。市役所や県庁周辺、国道沿い、各駅、銀行、ガソリンスタンド等に、チームの旗やポスターが掲げられていなかったり、目につかない状況です。津駅の観光案内所にサッカーチームの宣伝がないのも残念です。三重県全域にJFLのチームが浸透しておらず、サッカーの盛り上がり欠けている印象を受けます。どうか、令和の時代にJリーグ加入チームを誕生させてください。	環境生活部	文化振興課	このたびはご意見をいただきありがとうございます。県立の博物館としては、三重県総合博物館、三重県立美術館、斎宮歴史博物館があり、来館者の多い土曜日・日曜日の翌日に主な点検や館内の清掃や整備等を行うのが展示環境上効果的であると考え、3施設とも月曜日を休館日としております。いただきましたご意見を参考に、引き続きサービスの向上に努めて参りますので、今後とも県立の文化施設の活動にご理解いただきますようお願いいたします。	施策の参考とする
9	2019/4/11	封書・葉書	要望	不法投棄の監視・指導の徹底について	昨年、市から「冷蔵庫が不法に投棄されているので、土地所有者で早急に処分するように指導する。」という旨の連絡がありましたが、現場を確認すると、その場所は私の所有地ではありませんでした。また、他にも市が管理する道路の境界付近に大量の空き缶が投棄されているところもあります。こうした現状が長期にわたって改善されません。県として不法投棄の監視・指導の徹底をお願いします。	環境生活部	廃棄物監視・指導課	ご意見をいただきありがとうございます。今回いただきました内容につきましては、現場を確認した上で、市と協議を行わせていただきました。その協議結果として、当該土地は不法投棄が後を絶たない状況であるため、土地の管理者である市が未然防止のための措置を講じるとともに、監視強化に努めることを確認いたしました。なお、ご意見にありました冷蔵庫の投棄は、土地管理者によって既に撤去されております。県としましては、今後も引き続き、不法投棄の未然防止及び早期発見・早期是正のため、各市町及び県警察等の関係機関と連携して、監視・指導活動を積極的に進めてまいります。	県民の声を受けて実施した
10 (8) (24)	2019/5/9	電子メール	要望	小学校の代休及び三重県サッカーチームのJリーグ加入について	私には小学生の子供が2人います。小学校の代休は月曜日になっていますが、県内外の博物館、美術館等は休館日であることが多く、代休日に利用できません。代休の曜日を検討していただくか、博物館、美術館等の休館日を月によって変更していただくと、子どもたちの出掛ける幅が広がると思います。また、子どもたちは三重県のサッカーチームからJリーグ加入チームが出るのが夢です。JFLに所属の県内2チームが県民に親しまれるよう県庁所在地の津市でも、チームを盛り上げる街づくりを整えてもらえませんか。市役所や県庁周辺、国道沿い、各駅、銀行、ガソリンスタンド等に、チームの旗やポスターが掲げられていなかったり、目につかない状況です。津駅の観光案内所にサッカーチームの宣伝がないのも残念です。三重県全域にJFLのチームが浸透しておらず、サッカーの盛り上がり欠けている印象を受けます。どうか、令和の時代にJリーグ加入チームを誕生させてください。	地域連携部	スポーツ推進課	このたびは貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。Jリーグでは、Jリーグチームの本拠地を「ホームタウン」と呼んでおり、Jリーグ規約では「Jクラブはホームタウンと定めた地域で、その地域社会と一体となったクラブづくりを行いながら、サッカーの普及・振興に努めなければならない」とされています。現在、県内では、複数のチームがJリーグをめざして戦力強化を図るとともに、それぞれのホームタウンにおいて地域に根差した交流活動などを続け、サッカーを通じた地域活性化に取り組んでいます。このような状況の中、県は昨年11月に設立された「Jクラブ誕生とスタジアム建設を推進する県民会議」に参画し、スタジアム整備や強いチームづくりのほか、ご指摘いただいた「県全体の盛り上がり」に向けて官民一体で議論をしているところです。今後も引き続き、県全体がホームタウンとなって、多くの県民の皆さんが一体感をもって応援できるようなJリーグチーム誕生に向けて取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
11	2019/5/7	電子メール	要望	種子条例の制定について	種子法廃止を受け、いち早く独自の種子条例を制定した県がありました。他県も続々と自分達の種子を守るために条例制定しています。のんびりしていると、農家はひどい目に遭います。遺伝子組み換え品種の恐ろしさを甘く見てはいけません。三重県の美味しい米、その他の野菜の種子を守ってください。種子条例制定を急ぐことを求めます。	農林水産部	農産園芸課	ご意見ありがとうございます。三重県では、主要農作物種子法の廃止を受け「三重県主要農作物採種事業実施要綱」を策定し、これまでと同様に、優良種子の安定供給に取り組んでいるところです。また、平成30年5月に主な関係機関参画のもと「三重県主要農作物採種事業検討会」を設置しました。当検討会において、新たな要綱のもとでの種子の生産状況を確認・検証したところ、優良種子の確保については現時点で特に支障がないことを確認しています。ご提案いただいた条例について、検討会等において、その必要性も含めて検討していきたいと考えています。	施策の参考とする
12	2019/5/10	電子メール	提案意見	種子条例の制定について	種子法廃止を受けて、新たに北海道、福井県、富山県等の10の道県で、それに代わる種子条例が制定され、さらに長野、滋賀、栃木、岩手県等で制定される予定です。三重県でも種子条例の制定をお願いします。三重県の農家や三重県の食を救ってください。	農林水産部	農産園芸課	ご意見ありがとうございます。三重県では、主要農作物種子法の廃止を受け「三重県主要農作物採種事業実施要綱」を策定し、これまでと同様に、優良種子の安定供給に取り組んでいるところです。また、平成30年5月に主な関係機関参画のもと「三重県主要農作物採種事業検討会」を設置しました。当検討会において、新たな要綱のもとでの種子の生産状況を確認・検証したところ、優良種子の確保については現時点で特に支障がないことを確認しています。ご提案いただいた条例について、検討会等において、その必要性も含めて検討していきたいと考えています。	施策の参考とする

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	件名	概要	対応部局	対応課	対応内容	反映区分
13 (A)	2019/5/17	封書・葉書	苦情	電話の対応について	水産研究所へ電話をかけましたが、電話を受けた職員が名前を名乗らないことが気になりました。こちらが名乗っているのだから、電話を受けて対応する側も名前を名乗るのがビジネスマナーではないですか。名前を名乗れば電話での受け答えに自然と責任を持つことと思います。	農林水産部	水産研究所	この度は、職員の電話での対応により大変不快な思いをおかけしましたことを深くお詫びいたします。職員に對しては、かねてより研修や会議など様々な機会を捉えて、来客や電話の接遇について周知を図っているところですが、いただいたご意見もふまえて、改めて周知徹底を図り、丁寧かつ適切な対応に努めてまいります。	すでに実施している
14 (15)	2019/4/15	電子メール	提案意見	伊勢志摩の発展について	伊勢志摩の駅周辺の商店街などに、三重県の食を活かした市場を作ってはいかがでしょうか。他県の市場に観光で行くと、国内の観光客だけでなく、海外からも日本食を求める老若男女で賑わっています。三重県に来る人にも、気軽に食を楽しみたい、贅沢な旅行にしたい、お土産も同時に選んで楽しみたいという思いがあります。鮮魚をそのまま味わえる、雨でも楽しめるアーケード商店街の活気ある市場には、全国でも人気があるおかげ横丁とはまた違う楽しみがあります。ぜひご検討をお願いします。	雇用経済部	中小企業・サード産業	ご意見いただきましてありがとうございます。商店街への来街者の増加にむけては、個店の魅力を向上させることが重要であると考えております。三重県としましては、商店街等に対して専門家の派遣や活性化プラン作成への参画等を通じて商店街の振興を図っているところですが、食関係事業者とデザイナー等の多様なネットワークを構築するとともに、三重の食のブランドイメージを向上させるため、市場ニーズにあった商品開発や商品の付加価値向上に取り組む事業者を支援しています。これらの取組とともに、三重の食の魅力を国内外へ発信する取組を通して、三重の食を求めて国内外から多くの観光客が訪れ、食産業の活性化につながることをめざしています。いただきましたご意見につきましては、今後の県の取組における参考とさせていただきます。今後も県の取組に対して、ご理解・ご協力をお願いいたします。	施策の参考とする
15 (14)	2019/4/15	電子メール	提案意見	伊勢志摩の発展について	伊勢志摩の駅周辺の商店街などに、三重県の食を活かした市場を作ってはいかがでしょうか。他県の市場に観光で行くと、国内の観光客だけでなく、海外からも日本食を求める老若男女で賑わっています。三重県に来る人にも、気軽に食を楽しみたい、贅沢な旅行にしたい、お土産も同時に選んで楽しみたいという思いがあります。鮮魚をそのまま味わえる、雨でも楽しめるアーケード商店街の活気ある市場には、全国でも人気があるおかげ横丁とはまた違う楽しみがあります。ぜひご検討をお願いします。	雇用経済部	観光政策課	このたびは、ご意見いただきありがとうございます。ご意見いただきました、観光に市場を活かすことについては、三重県ならではの食材が並び、賑わう場所として、三重県観光PRのWebサイトにおいて、市場をテーマとして特集記事を作成するなど、観光魅力のプロモーション等を通じて、誘客に取り組んでいるところですが、今後とも、本県の観光行政へのご理解・ご協力をお願いいたします。	すでに実施している
16 (A)	2019/4/24	電子メール	苦情	職員の対応について	四日市にある窯業研究室の電話対応、来客対応がひどすぎます。朝電話するとその日1日気分が悪くなるくらい嫌な感じで、民間なら雇えないレベルの受け答えです。訪問して職員の呼び出しをお願いした際には、何も言わず内線呼び出し、新聞を読みはじめた職員がいました。ちゃんとした対応ができない職員を置くのはやめて欲しいです。県民から愛される窯業研究室にしてください。	雇用経済部	工業研究所(窯業研究)	この度は、職員の対応により、大変不快な思いをおかけしましたことを深くお詫びいたします。職員には、以前から研修や会議など機会を捉えて、来客者への接遇について周知を図っているところですが、今回いただきましたご意見を生かし、皆さまが気持ちよく来所していただけるよう、改めて周知徹底を図り、丁寧かつ適切な対応に努めてまいります。	すでに実施している
17	2019/4/24	電子メール	提案意見	新名神・菟野インターチェンジの場所について	菟野インターチェンジの場所が、誰もが使いにくい、おかしな場所にあります。インターチェンジは国道306号から出入りできる場所に出来て当然と考えていました。誰がこのような計画をしたのでしょうか。今のインターチェンジはなくすか、湯の山インターチェンジとでも名称を変更して、306号沿いに新たに、本来の菟野インターチェンジを作るべきです。	県土整備部	道路企画課	貴重なご意見ありがとうございます。新名神高速道路は中日本高速道路株式会社の事業として整備されました。新名神高速道路及びインターチェンジの位置につきましては、周辺の土地利用を含む沿道条件や環境条件などの地域特性を総合的に検討し決定されています。また、位置につきましては、都市計画決定の手続きを経ており、決定過程において、国、県、関係市町の意見だけでなく周辺住民の意見をお聞きしています。なお、国道306号から菟野インターチェンジへは、菟野大橋北交差点より西へ約1km先の国道477号からアクセスしていただけます。	反映は困難である
18 (19)	2019/4/18	電子メール	提案意見	違法建築物による宿泊施設について	市内に建築確認を受けずに建てられた建築物で、旅館業のような業務を行っている施設があります。利用者の安全が確保されているのか、衛生管理、排水対策などが適正に行われているのか不安でなりません。この件について行政手続法36条の3の規定に基づいて処分等の求めを行いました。調査の結果、行政指導の内容等について回答がありません。県の建設事務所は、このような事態に陥った経緯も含めて情報を開示し、再発防止に全力を尽くすべきと考えます。また県議会は行政担当部署の規制権限を発動しない等の「不作為」を監視する義務があると思います。	県土整備部	管志摩・建設事務所総務	日頃は県行政にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。ご意見をいただきました事案に関する調査の結果や行政指導の内容等については、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、三重県情報公開条例第7条第3号に規定される非開示情報に該当します。また、調査の結果や行政指導の内容等の存否についても、存否を答えるだけで、非開示情報を開示することになることから、同条例第11条に基づき、お答えできかねますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
19 (18)	2019/4/18	電子メール	提案意見	違法建築物による宿泊施設について	市内に建築確認を受けずに建てられた建築物で、旅館業のような業務を行っている施設があります。利用者の安全が確保されているのか、衛生管理、排水対策などが適正に行われているのか不安でなりません。この件について行政手続法36条の3の規定に基づいて処分等の求めを行いました。調査の結果、行政指導の内容等について回答がありません。県の建設事務所は、このような事態に陥った経緯も含めて情報を開示し、再発防止に全力を尽くすべきと考えます。また県議会は行政担当部署の規制権限を発動しない等の「不作為」を監視する義務があると思います。	議会事務局	議会事務局	このたびは県議会にご意見をいただき、ありがとうございます。いただきましたご意見は全議員に周知いたします。	施策の参考とする

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	件名	概要	対応部局	対応課	対応内容	反映区分
20	2019/5/7	封書・葉書	その他	公共交通について	今年の1月頃に「津市の公共交通について議員のみなさまのお考えを聞かせてほしい」とお手紙を出しましたが、全くお返事をいただけません。議員のみなさまはお忙しいのですが、住民の多くが困っている「公共交通」についても考えて、議員のみなさまの思いを回答していくことも議員としての仕事だと思います。よろしくお願いします。	議会事務局	議会事務局	このたびは県議会に貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。いただきましたご意見は、再度、議会事務局から全議員にお伝えさせていただきます。	施策の参考とする
21	2019/5/7	電子メール	提案意見	選択的夫婦別姓について	みえ県議会だより（No.169）に「選択的夫婦別氏（夫婦別姓）制度の法制化を求める意見書の提出を要望することについて」の請願を採択したとの報がありました。そもそも、夫婦別姓は国政で議論すべき論点であって、地方自治体を取り扱うべき問題ではありません。こんなことよりも、他にやるべきことがあるではありませんか。少し議会の建物から外に出てください。畑や田んぼなど空き缶・ペットボトル、その他のゴミだらけです。道徳のレベルがここまで荒廃しているのです。地方自治体の議会なのだから守備範囲の仕事をまずはやっていただきたいと思います。それから、夫婦別姓は事実上の家族別姓です。すなわち家族解体につながる制度なのです。議員の方々はこの点を理解しておられるのでしょうか。	議会事務局	議会事務局	このたびは県議会に貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。いただきましたご意見は、全議員に周知いたします。	施策の参考とする
22	2019/5/14	電話	提案意見	議員報酬の削減期間について	みえ県議会だより（No.169）で、「議員報酬および政務活動費の削減について」の記事を読みました。議員報酬の削減期間を4年間としたのはなぜでしょうか。4年経てば削減が元に戻り、あとは知らんぷりでは無責任だと思います。削減期間は恒久とし、例えば5、6年たつて議員の生活が苦しくなったら元に戻すようにすべきではないでしょうか。	議会事務局	議会事務局	このたびは県議会に貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。いただきましたご意見は、全議員に周知いたします。	施策の参考とする
23	2019/5/20	電話	提案意見	議会のホームページについて	ホームページのサイト内検索について、議会のホームページではyahooを使っていますが、googleに変えることはできないでしょうか。県のホームページは、googleを使っています。	議会事務局	議会事務局	このたびは県議会事務局に貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。サイト内検索については、現在googleへの変更作業を行っており、5月末までには作業が完了します。大変恐れ入りますが、もうしばらくお待ちくださいますよう、お願いいたします。	すでに実施している
24 (8) (10)	2019/5/9	電子メール	要望	小学校の代休及び三重県サッカーチームのJリーグ加入について	私には小学生の子供が2人います。小学校の代休は月曜日になっていますが、県内外の博物館、美術館等は休館日であることが多く、代休日に利用できません。代休の曜日を検討していただくか、博物館、美術館等の休館日を月によって変更していただくと、子どもたちの出掛ける幅が広がると思います。また、子どもたちは三重県のサッカーチームからJリーグ加入チームが出ることが夢です。JFLに所属の県内2チームが県民に親しまれるよう県庁所在地の津市でも、チームを盛り上げる街づくりを整えてもらえませんか。市役所や県庁周辺、国道沿い、各駅、銀行、ガソリンスタンド等に、チームの旗やポスターが掲げられていなかったり、目につかない状況です。津駅の観光案内所にサッカーチームの宣伝がないのも残念です。三重県全域にJFLのチームが浸透しておらず、サッカーの盛り上がり欠けている印象を受けます。どうか、令和の時代にJリーグ加入チームを誕生させてください。	教育委員会	小中学校教育課	このたびはご意見をいただきありがとうございます。小学校の代休については、各学校が児童の健康面等に配慮したうえで設定しており、月曜日を代休とすることがあります。いただきましたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	施策の参考とする
25	2019/5/7	電子メール	照会	優良PTA文部科学大臣表彰の選考について	平成31年4月16日付けの表彰要領と共に、文科省より送付された「優良PTA文部科学大臣表彰Q&A」は入手されていますか。また、各市町教育委員会への選考依頼の際には本Q&Aの内容も含めて依頼されていますか。団体加入時の入会説明が無い、入退会規約が無いといった強制加入団体が表彰されていることに疑問があります。加入にあたって、PTA会長からの口頭説明での対応等としている場合には、どのように運用されているか大変不明確であることから、規約等で明確にすることが望ましい組織運営であると考えます。本表彰の推薦団体の選定にあたって、当該団体が個人情報の適正な取り扱いに配慮していること、団体加入時に活動内容や入退会に関する説明が適切に行われていることなどを確認し、被表彰団体として疑問を持たれることがないように留意しているか教えてください。	教育委員会	社会教育・文化財保護課	このたびは貴重なご意見をいただきありがとうございます。優良PTA文部科学大臣表彰につきまして、県では平成31年4月16日付けの表彰要領とともに、「平成31年度優良PTA文部科学大臣表彰Q&A」（以下Q&A）を入手しております。また、各市町教育委員会等への選考依頼の際にはQ&Aを含めて送付するとともに、選考に際し被表彰団体がQ&Aを遵守しているかの確認を行っております。今後も、文部科学省からの表彰要領やQ&A等を踏まえ、適切な推薦を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している